

介護休業に関する協定

株式会社エムエムインターナショナル（以下会社という）とUA ゼンセンエムインターナショナルユニオン（以下組合という）は、介護休業等に関して下記の通り協定を交わすものとする。なお、本協定以前に会社組合間で締結していた介護休業等に関する協定は、本契約の締結をもって失効する。

記

第1条（目的）

本協定は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、会社の介護休業規程の定めるところの休業の適用除外となる者を定める。

第2条（介護休業の適用除外）

会社は、以下に定める者から介護休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の者
- (2) 申し出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

第3条（介護休暇の適用除外）

会社は、以下に定める者から介護休暇の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社6ヶ月未満の者
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

第4条（介護休暇の時間単位取得について）

1. 介護休暇を時間単位で取得する場合には、始業時刻からの取得または終業時刻までの取得とする。
2. 取得の単位となる時間数は1時間単位とする。

第5条（所定外労働時間の免除の適用除外）

会社は、以下に定める者から所定外労働時間の免除の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の者

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

第6条（従業員への通知）

会社は、第2条に定める介護休業の適用除外の者の介護休業の申し出を拒む場合、および第3条に定める介護休暇の適用除外の者の介護休暇の申し出を拒む場合には、その旨を申し出た本人に通知するものとする。

第7条（組合への通知）

会社は、本協定の第2条に定めるところにより、介護休業を申し出た組合員の申し出を拒む場合、および第3条に定めるところにより、介護休暇を申し出た組合員の申し出を拒む場合には、その旨を組合に通知するものとする。

第8条（実施日）

本協定の実施は、2022年10月1日よりとする。

第9条（有効期限）

本協定の有効期間は、2022年10月1日から2023年9月30日までとする。

第10条（疑義）

本協定の解釈および運用に疑義を生じた場合は、書面をもって相手方に通告し、その日より30日以内に協議する。

第11条（自動更新）

本協定は期間満了60日前までにいずれか一方より改訂更新の申し出がない場合は、更に1年間に限り更新されたものとみなし、2年目以降は繰り返す。

以上

2022年10月1日

株式会社エムエムインターナショナル
代表取締役社長 橋本 修一

UA ゼンセン エムエムインターナショナルユニオン
中央執行委員長 福岡 法和